0027844000

0027844-000

ＤＦ４５－１２

為替、通貨、金融、鉄道会計、地方財政ニ関スル研究

日満財政経済研究会

1936

ADH

為替、通貨、金融、鉄道會計、地方財政ニ関スル研究

DF45
12

775342

内容目次

一、爲替政策、通貨政策
二、金融統制中、資金統制ニ就テノ中間報告
三、鉄道ニ関スル調査
四、地方財政ニ関スル調査

昭和十一年六月

爲替政策・通貨政策
（中間報告）

C委員

爲替政策

爲替相場維持の重要性

(一) 我國の國際貸借関係及財政の現状よりすれば、円價（円爲替）の騰貴は、先づ起らない。然し假りに、円爲替が騰貴するに至れば、それは、我が輸出貿易を阻害し、輸入を促進する故、極力その騰貴を阻止すると共に輸入貿易に對し管理を加ふるを要す。

(二) 我が円爲替の將來は、左記列挙の諸原因に基き、低落——しかも相當急速度低落——の危險性を包藏す。

(イ) 赤字公債の發行による通貨膨脹と物價騰貴

(ロ) 輸出貿易の停滯に基く國際貸借関係の悪化

(ハ) 増稅を見越しての資本逃避

(ニ) 円價低落を見越しての投機的資本逃避

(ホ) 國内諸制度の改新と現狀維持を通つての政情不安

(ハ)対露対支関係の不安定

而して円為替の低落は、我が輸出を促進し、輸入を阻止するとして、これを謳歌するものあれど、決して然らず。蓋し、諸國は為替ダンピング税、輸入禁止、輸入制限等の手段により、これに対抗すべく、又為替低落は、輸入原料、輸入商品の値上りを通じて、國内物價を騰貴せしめ、以つて低為替の輸出促進力を相殺するに至るからである。のみならず、我が円為替の低落、就中その急落は、次の如き重大なる結果を惹起する。

(イ)悪性インフレーションの契機となること。欧洲大戰後、諸國に発生したインフレーションが、常に異常なる為替低落に誘導されたる事実を見よ。

(ロ)我が公私対外債務の元利支拂負担を加重し、我が経済を外債の奴隷化するに至ること。

(三)それ故、我が爲替政策當面の目標は、円が遭遇する可能性に富む急落を阻止し、出来る限り、その安定維持を図ることに存せねばならぬ、而して、その方策凡そ次の如し。

爲替相場維持策

一

(一)強力にして発展的なる政治権力を確立するを要す。

爲替相場の変動と説明する学説には、(イ)國際貸借説、(ロ)購買力平價説、(ハ)爲替心理説等あれども、何れも局部的なり。

結局爲替相場は、経済、政治その他凡ゆる部面を一括したる綜合的國力の現在並に將来に対する評價に他ならぬ。それ故一國の政治、経済秩序の維持に苦しむ弱体内閣は常に爲替の急落を惹起し、反対

に強力なる内閣の下に於ては、よし國際貸借関係、物價狀態に変動を生ずるも、よく爲替相場の急落が防止され得る。歐洲大戰後今日に至るまでの諸國の實例は明かにこれを証明す。

(二) 爲替相場を公定発表し、爲替取引は、凡てこの公定相場によらしむ。この公定相場は、内外の政治、経済事情等を考慮して決定し、且つ適宜変更するも、出来る限りその安定を期す。

(三) 強力なる爲替政策を実行し、且つ違反脱法行為を絶滅する爲、爲替取引を、國家の管理下にある特殊銀行（正金銀行をこれに當つしに、集中独占せしむ）但しこの獨占集中を即時実行する時は、各地の爲替取引者に不便を與へる惧あり、且つ外國銀行より爲替取引權を回收すれば、我が正金銀行の在外支店も亦同様なる取扱を受けるに至る故、差當り、外見上は、内外の爲替取引希望銀行に対する許可指定主義をとり、實質的に

は現在の傾向を更に強化して、正金銀行の獨占を期す）

(四) 日本銀行、正金銀行と共力して、我が爲替政策の最高方針を決定し、その遂行を担任する機関として、大藏省外國爲替管理部の組織を拡大強化す。

(五) 各種爲替管理法規違反者に対し、必ず、嚴罰を課す。

爲替相場維持策

二

日本銀行が保有する比較的少量の金と正金銀行手持の僅少なる外貨を基礎として、我が円爲替相場を維持し調節するには、結局、我が國際收支の均衡を図らねばならぬ。而してその均衡は、輸出増進、運賃收入増大等に

よる受取勘定の増加か、輸入減少、貿易外諸支拂の抑制による支拂勘定の減退か、二者何れかの方法によらねばならぬ。然るに、我が國の現狀に於ては、輸出は停頓の傾向強く、軍需品、原料品等の輸入は、反つて増大しんとしてゐる。こゝに於て、我が爲替政策は、必要物資の獲得を確保し、且つ國際收支の均衡を維持するため、次の如き方策を實施す。

(一) 國際收支の均衡維持上許容し得る輸入現額を推算し、その範圍内に於て、輸入爲替の売却を行はしむ、その方法左の如し。

(イ) 輸入爲替の売却は、爲替管理局の許可證ある場合に限る。

(ロ) 爲替管理局は、我が経済國防に対する重要程度を標準として、輸入商品を分類し必要度少き商品の輸入に対しては、全然許可證を与へざるか、或は制限的に許可を与ふ。

(ハ) 爲替管理局は、我が貿易政策と歩調を共にし、輸入先國を考慮に入

札て、為替許可を与ふ。即ち、我が商品を排斥してゐる諸國からの輸入に対しては、出来る限り許可證交付を制限することゝす。

(二) 為替管理局は、更に、我が産業保護助長目的を考慮に入れ、適宜為替許可證交付を制限す。

(二) 我が国人の海外旅行滞在に要する為替獲得も亦為替管理局の許可證ある場合に限る。為替管理局は、その旅行滞在の必要程度を標準として、許可證の交付を厳重に制限す。近年、我が公私の海外旅行に費消さるる額は、約七千万円、その内には、全く不必要、有害なるもの、必要程度の微弱なるもの、官廳毎に重複したるもの相當多し。為替管理局の任務は、これら不要なる対外支拂を節約して、必要不可欠なる物資の輸入に當てるにある。

(三) 日本人所有の外国有價證券、外國銀行預金その他容易に換價しうる在

外資産を、為替管理局に申告せしめ、外貨評價委員會の決定しる價格により、適宜強制買上を行ひ、以つて必要物資の購入その他対外支拂に當つ。

為替相場維持策

三

資金の海外逃避は、為替相場の低落を惹起する有力原因たるのみならず、その流出につれ、元来豊富ならざる我が國資金は、益々乏しくするに至る。然るに、我が国に於ては、既述各種原因に基く円價低落見越により、所謂売買以来絶えず資金逃避の行はれたる形跡がある。それ故、即時左の如き處置をとり、それを根絶せねばならぬ。

(一) 無爲替輸出の嚴禁

(二) 輸出金額の一部分のみを爲替に依成し、他を逃避せしむる行爲を取締ること。

(三) 輸出後七日以内に輸出爲替を申告せしめ、それを公定價格にて買上ぐ。貿易外の外貨獲得の場合もこれに準ず。

(四) 輸入額を過大に申告して、殘余金額を逃避せしめんとする行爲の防止。

(五) 外國居住者に対し、我が國内に於て、各種信用を与へる行爲（例へば商品の掛賣、貸付等）の禁止乃至取締。

(六) 過大なる旅行信用狀獲得行爲の禁止。

(七) 外國生命保險會社と保險契約を締結し、保險掛金の形で、資金を逃避せしめる行爲の取締

(八) 本邦居住外國人が、本邦内に保有する銀行預金、有價證券、不動産等

各種財産を換價引上げる行爲を制限す。

(九) 本邦通貨を海外へ持ち出すこと、並に海外から持ち帰ることを制限乃至禁止す。

(十) 金の密輸出、就中朝鮮、台湾を通じての密輸出の取締り。

(十一) 爲替投機の嚴禁

右の如き資金逃避防止の取締規則を制定し、その違反者に対しては、嚴罰を以つて臨むと共に、外國に支店乃至取引先を有する商社の行爲を嚴重に監視するを要す。

圓ブロックの結成

一磅ブロック（英本國、印度、濠洲、カナダ、南阿、ニュージーランド、スウェ

ーデン、ノルウェー、デンマーク、フインランド、エストニア等
を含む。人口約五億、世界貿易の約三分ノ一）
弗ブロック（米国、キューバ、中米及南米の一部、人口約一億五千、世界
貿易の約八分の一）
金ブロック（フランス、スイス、ベルギー、オランダ、ポーランド、人口
約三億、世界貿易の四分の一）
等に対して、円ブロックを結成し、以つてこの方面からも、日本を中心と
したる経済ブロックの構成を促進す。而してこの目的のために、先づ、次
の如き方策を実行す。

(一) 日満両國通貨間の為替相場を確定し、両国當局者の相互援助により、一
この比率を維持す。両国間に於ける投資その他資金の移動を、出来る限
り自由にすると共に、この方面よりの資金逃避を防止するため、満洲國

に於ても　日本と同様なる為替政策を実行す。

(二)　北支に堅実なる中央銀行を設立し、独立の幣制を布くと共に、その為替相場を円に聯繋せしむ。同様なる関係を漸次、シヤム、中支、南支等にも樹立することを期す。

(三)　円為替ブロックを結成する一方法として投資其の他の経済的援助と並行して、独特なる為替清算協定制度の締結を考慮す。

通貨政策

通貨發行の統一

(一) 朝鮮銀行及台湾銀行の銀行券発行権を、日本銀行に回収統一す。

朝鮮、台湾両行に発行権を認めたるは、領有当時に於ける両地と内地との経済状態に非常なる差異があり、且つ交通に時日を要したからである。然るに、今日では、これら理由は全部消滅し、我が通貨政策を統一する為にも、亦内地と湾鮮とを密接に結びつける為にも是非強固なる日本銀行券に統一するを要す。

(二) 補助鋳貨乃至小額補助紙幣の発行は、日本銀行をして、これに當らしむ。

通貨發行の基準

通貨は次の基準に從ひ發行す

(一) 金本位制度を廢棄す

從來の金本位制に於ては、金の一定量と貨幣一單位との間に等價關係を保たしめへ例へば金一叉＝五円）この割合で金を買上げると共に、銀行券の金兌換に應じてゐた。然し、我が幣制に於ては、かゝる不變的等價關係を明定せず、適當なる價格にて金の強制買上を行ふけれども、通貨の金兌換は絶對に行はないこととする。即ち、我が幣制は、金を準備として保有するけれども、決して金本位に非ず、又 通貨の發行回收は、決して金の數量に左右されない。かゝる幣制に於ては、直ちに 爲替相場が問題となるも、これは 別に爲替政策により解決す。

(二) 物價低落就中通貨收縮に基く物價低落は、生産を萎靡せしむる故、絶対にこれを回避す。

(三) 急激なる物價騰貴、就中通貨膨張に基く物價の急騰は、社会の分配関係を、益不公平ならしむる故、これを極力防止す。

(四) 當然の歸結として、通貨發行の基準は、通貨價値の安定にあり。その爲に、通貨價値の狀態を指示する各種生計費指數、小賣物價指數、卸物價指數等を作成しこれを通貨發行の重要參考資料とす。

(五) 次の場合は、上述通貨發行基準の例外をなす。

(イ) 通貨の增發が休止狀態にある生産設備を活動せしめ、失業労働力を土木事業等に生産力化せしめ、或は未開發天然資源の開發等、我が經濟力を強大ならしめるに役立つ場合。但し

かゝる通貨發行が所期の效果をあげるには、その用途に就て精密なる計

画を要す。

(ロ) 國策遂行上、絶対必要なる経費を、増税と國民貯蓄による公債消化によつて賄ひ切れない場合に於ける通貨増発

但し、かゝる通貨増発が行はれる時には、必ず、それと並行して、衣食住に亘る国民生活必需品に対し、嚴重なる價格統制を行ふ。而してそれを行へば、欧洲大戰中に於ける通貨膨脹に見る如く、通貨膨脹の弊を大いに緩和しう。

金問題

(一) 日銀、台銀、鮮銀保有の金を國有に移し、又將来の新産金は凡て國家にて買上げ、これを日銀に監理せしむ。

(二) 國有金の用途は、平時にあつては、これが運用によつて為替相場を維持調節し、戰時にあつては、物資購入手段として使用するにあり。

(三) 日銀に保管さるる金は、經濟的には全く不生産的なものである。この金を以て、我が国に必要なる物資を購入する方が、遥かに經濟的たるは、云ふまでもない。又来るべき戰時に於ては、金が物資を購入しうる場所も力も非常に制限されるであらう。それ故、盲目的に金を蓄積して置くことは、經濟力に余裕少き我が国に於ては、十分の考慮を要す。

(四) 産金を徹底的に奨励す。

商品輸出入に極めて嚴重なる制限ある今日に於ても、金だけは、何等の障害もなく、自由に輸出しうる商品となつてゐる。而して、世界第一の金産國南阿を包含する英国と、世界第三の金産國たると共に世界貨幣用金の約半分を保有する米国とが、世界經濟に於て優位

を占める限り、この金の特殊地位は保持されるであらう。

それ故、我が國の如く、十分なる労働力を有する所にあつては、内鮮、滿洲國等の凡ゆる金鉱から金を採堀し、これを以て必要物資を購入し或は外債元利拂等に當てるを最も有利とす。その爲には、各種の産業奨励を行ふと共に、現在でも低過ぎる金買上價格の大巾引上を要す。

(五) 東洋に於ても、銀は將来急速に貨幣制度上の重要地位から駆逐され、それと共に、住民が、銀の財産蓄藏手段として保有する慣習も、漸次衰亡するであらう。然し尚その慣習が殘存する限り、銀はこの方面に於て若干優越した購買力を有す。故に戰時を顧慮して、金と共に適當量の銀を保有す。

昭和十一年六月

金融統制中、資金統制に就いての中間報告

G 委員

金融統制中、資金統制に就いての中間報告

G　委員

金融統制を、通貨統制（狭義の通貨統制と為替管理）と資金統制（信用統制）とに分ち、以下は資金統制に就いての計畫概要である。

一、資金統制の趣旨

巨大なる非常時財政を賄ふには、元來、それに相應した巨大なる資金を必要とするわけであるが、我が国民經濟は、その成立の基礎的諸條件が極めて脆弱不利なる関係で、資金の蓄積が甚だ貧弱なる實狀にあるのである。

仍ち、少き資金を以て巨大なる財政を賄ふには如何に善処するか。これが金融部門に於ける現下の最大問題であつて、對策は資金統制のほかにない。

したがつて資金統制を計畫し實行するに當つては、資金需給の基礎的関係

について特に注意を拂ひ、一面には國民一般の日常生活を合理化し資金の蓄積増加に努力し、他面、資金運用の合理化を計り、重復投資をさけ、資本効率を高めることに全力を盡さねばならぬ。

二、資金需給関係の見透し

資金統制計畫を立てるに當つては、資金需給関係の見透し――即ち、

(甲) 財政の増加一般歳出増加を賄ふ自然増收、増税、公債

(乙) 新蓄積の増加、増税による減少、公債消化、大陸投資、内地事業資

金

この需給関係の見透しをつけなければならぬが、本委員の概算する処、次表の如くである。

（甲）財政計畫表

（單位百萬円）

年度	歲出			自然増收		増稅		公債		
	歲出總額	前年度に比し増加	増加額累計	自然増收	累計	増稅	累計	公債増加額	累計	總計
昭和十一年度	23,000	——	——	——	——	——	——	——	——	500
十二年度	25,000	2,000	200	——	——	100	100	100	100	800
十三年度	27,000	2,000	400	30	30	100	200	70	170	970
十四年度	29,000	2,000	600	30	60	100	300	70	240	1,240
十五年度	31,000	2,000	800	30	90	——	300	170	410	1,110
十六年度	33,000	2,000	1,000	30	120	——	300	170	580	1,280
十七年度	35,000	2,000	1,200	30	150	——	300	170	750	1,450
十八年度	37,000	2,000	1,400	30	180	——	300	170	920	1,620
十九年度	39,000	2,000	1,600	30	210	——	300	170	1,090	1,790

（備考）

イ、毎年度二億円づつの歲出増加見越しを前提とした。

但、この内には国債増加による国債費の増加を含まず。（即ち、国債費は昭和十一年以前のまゝとす）

国債費の処理に就いては一時的便法として、米穀特別會計の如く、特別會計に依るも一方法なるやも知れず。

ロ、年々増加歲出の15%が自然増收の形に於いて国庫に復歸するものと假定した。 或は少し多いかも知れないが、その代り、それ以外の自然増收は含めてゐない。

ハ、増稅は總額三億円、三ケ年度、分割実施論によつた。但し、所加稅関係は除外した。

ニ、歲出増加に要する財源としては、自然増收と増稅とを以てして猶ほ足らざる部分は全部公債によつて賄ふこと。かくて、昭和二十年度初めには、国債總額は約二百億円に上る見込み。

G3

(乙) 資金計畫表

(甲)表を前提とした　(單位百萬円)

年度	現在ノ新蓄積	歳出増による増加	同上増加累計	合計	増税による減少	差引残り	公債発行高	民間利用資金	資金配分 大陸投資	資金配分 内地産業
昭和十一年度	1.500			1.500		1.500	700	800	200	600
十二年度	1.500	40	40	1.540	100	1.440	800	680	200	480
十三年度	1.500	40	80	1.580	200	1.380	870	510	200	310
十四年度	1.500	40	120	1.620	300	1.320	940	380	200	180
十五年度	1.500	40	160	1.660	300	1.360	1.110	250	200	50
十六年度	1.500	40	200	1.700	300	1.400	1.280	120	—	120
十七年度	1.500	40	240	1.740	300	1.440	1.450	(−) 10	—	
十八年度	1.500	40	280	1.780	300	1.480	1.620	(−)140	—	(−)140
十九年度	1.500	40	320	1.820	300	1.520	1.790	(−)270	—	(−)270

備考

イ.「現在の新蓄積」は銀行預金、信託預金生命保険會社の責任準備金、郵便貯金、簡易保険積立金と、これ等金融機関の自己蓄積との合計の、昭和九年、十年に於ける貸出額の減少によつて、概算したるものである。

ロ.歳出増加による一即ち、その諸産業を通じての蓄積増加を「増加歳出」の20%とした。

少しく過大の見積りかも知れないが、その代り新蓄積の自然増加を見積つて居らない。

ハ.本数字には外地の分を計算しなかつた。

即ち、本計畫に於て統制の對象となる資金は、(イ)現在一ケ年の新蓄積と認識せらるゝ數字に、(ロ)歲出增加から産業活動の上昇を通じて起る蓄積增加を加算し、その內から、來るべき增稅によつて減少する部分を控除せる殘額であつて、之を公債消化と大陸投資と內地事業とに如何に配分するかゞ、資金統制の骨子となるのである。

但、惡性インフレへ物價の暴騰を意味するやうないを回避する爲めに、公債消化に優占的位置が附與されねばならぬ。

之れを控除した殘額が云はゞ民間利用資金であるが、その內、幾何へ前表には二億円と假定したがゝを滿洲国および北支地方に投下するかは大陸政策の遂行に關聯して決定されねばならぬ。

又、歲出增加が意味する軍事關係品の需要增加に對應する爲めに生産設備の5の擴張を要するので、內地諸産業の爲めの殘餘資金は當然に國防關係工業

に優先的に投下されねばならぬ。

國防産業の必要とする資金が、右の供給額にて猶ほ不足する場合には、

（イ）外貨資金の徴發、（ロ）商品貿易の輸入制限の問題となり、爲替管理の國内に入る。しかも爲替管理の強化を以てして猶ほ不充分なる場合には既設生産設備の代用の問題となり、産業統制に関聯した事項としてその國内に入るのである。

三、一般的資金統制

（い）統制方針

前表概算の如く當初二三年間は資金の需給関係に比較的餘裕ある見込みなるを以て、この期間は統制方針をなるべく寛大にする一面、次いで来るべき統制強化の準備を調へること。

（ろ）資金統制の範圍

一般的資金統制下に金融機関及び資金の範囲は次さの如し

（イ）特別銀行（日本銀行を除く）

（ロ）普通銀行（預金高一千万円を超ゆるもの）

（ハ）貯蓄銀行

右三種銀行に於ける当座預金以外の各種預金（但、政府預金は除外）

（ニ）信託会社の金銭信託

（ホ）生命保険会社および損害保険会社の責任準備金

（ヘ）郵便貯金

（ト）簡易保険局の積立金

以上

尚（A）銀行に於ける資金蓄積の實確にする為め、同業看預金を禁止す

(ほ) 前記に於て統制資金となるものは本法実施後に於いて増加するものを言ふ

(へ) 統制資金の集中

統制資金は之れを集中し、日本銀行に統制資金局を置き、大蔵大臣をして監督せしむること。

(と) 統制資金の運用

統制資金は國防に関聯した統制産業の勃興と公債消化のために使用する。

しかし猶ほ餘裕あるときはその他の産業のために解放する。しかしてこれを何れの方面に投下するかと言ふことも産業統制當局に於いて決定する

（ほ）統制資金に對する保証

統制資金の收益率および元本の確実性については政府これを保証する。

（へ）自由資金の運用

統制會金融機関係に於ける統制外の資金　即ち、當座積金及び自己資金へ積立金および繰越金となるものは自由資金となし、個々機関をして自由に運用せしめる。

但、從前の貸出に新規貸出を加へて自己資本の三倍を越へることを許さない、へ既に三倍を越へ居るものはその實数を以て限度とし、貸出の回收につれて一般限度まで低下せしめる。）

右限度を超へたる自由資金は統制資金とする。

尚、生命保険會社および簡易保険局に於ける自由資金の運用は保険

証券担保貸を以て優先とする。保険証券担保貸の要求が自由資金を超過したる場合は統制資金の一部を解放す。貯蓄銀行の定期積立担保貸出に就いても同様である。（簡易保険局に於ては責任準備積立金と自己積立金との区別なきを以て両者の分割計算に就て適宜協定する）

統制法実施以前の貸出もしくは投資にして、実施後、回収もしくは償還せられたるものは自由資金とする。

（と）自由資金運用の責任

本法実施以前の貸出投資及び自由資金の運用に伴ふ収益率及び元本の確保については當該銀行會社の責任とする。

（ち）預金引出しに對する制限

資金統制の趣旨により預金者と雖も大口のもの一定額以上（五万円くらゐ）の引出しには統制局の許可を必要とする。

（り）預金支拂の保証

統制金融機関の預金および金銭信託の支拂については政府これを保証する。

（ぬ）金利

預金利子は當分現行通りとする。金銭信託の配當率は定期預金利子に準じて調整する。

(る) 生命保険會社に對する特別制限

生命保険會社の契約者配当金は他金利の實情に鑑して調整せしむること。

又、生命保険會社の募集費を制限する。

(を) 配當

統制銀行會社の配当制限は一般事業會社の配当制限の問題が起つたとき、之れと同時に適宜処置する。

(わ) 資本市場の統制

公債、會社債、銀行債券の發行は發行金額その他の条件ともに統制局の許可を必要とする。

（か）施行地域

本法は外地（台湾、朝鮮）にも適用する。

しかして台湾銀行、朝鮮銀行に於ても一般顧客の預金は統制資金とする。

四、特別資金統制

（甲）中小商工業金融

（A）本金融に就いては左の諸金融機関をして當らしむ。

日本興業銀行

府縣農工銀行

普通銀行

商工金庫

信用組合

(B)中小商工業者の金融に就いては前提として役員らの經濟的信用を安定せしむる事が急務で、何等かの方法によりて之れが出來ればこの金融の問題はさほど難しい事ではない様に思ふ。

(C)資金限度

最高十万円とし、五万円以上は統制局の許可を必要とする(統制局に於ては産業統制當局の方針に準じて可否を決定する)。其れ以外は自由とする。

(D)貸付利子

貸出金利は調査その他に比較的多くの経費を要する関係上、一般金利に比較して高率であることを例とするが、之れは今少しく下げるやうにしたい。

(三)資金運用の責任

資金運用に関する一切の事項に就いては貸出許可を要するものと否とにかゝわらず、當該金融機関の責任とする。

以上

(五)農業金融、(六)庶民金融の統制および(七)一般国民に對する貯蓄奨励の問題については報告省略

昭和十一年六月

鐵道に關する調査

（中間報告）

R 委員

鐵道に関する調査假報告

(一) 交通政策一般と鉄道との関係

交通政策一般を考察するに際して先づ問題とすべきは、主管官廳の組織權限なるべく、其の決定に應じて財政上の地位を確定するを可とす。仍て按するに、現制に對し改革を加ふる方策三案あり、

一は現在の儘、即ち交通政策の担當者が鉄道省、内務省、遞信省の三者に分立せるさまの儘に置きて、政策の統合を圖るの案なり

二は内務省所管の道路行政に包括せしめて、主要なる陸運を統一するの案なり

三は單り道路交通と云はず、内務遞信大藏農林各省に於ける交通並に土木關係の事務一切を擧げて鉄道事務と統合し、新に主管省を設くるの案なり

第一案を採らは、昭和八年九月設置せられ間も無く廃止せられたる交通審議會の制を、機構を新にして復活せしむるを可とすべし。審議会の上層構造は[illegible]公と同様にて可なり。唯如斯会議は上層構造の委員のみを以てしては長鞭馬腹に及ばざるの憾あり。之を[illegible]ふが為に、旧審議會に於ても各省の関係官吏を幹事として任命した れども、各省割據の勢に制せられて、何等實質的活動を爲し能はざりき。若し眞に其の成果を得んとせば、必ず上部構造たる委員の下に独特のスタフを備へ、之に各省事務内容に滲透すべき權限を與へて、審議會の方針に對する基礎調査を行ひ又審議會に對して進言する所あらしめざるべからず。併し本案に於ては交通政策の整理統合は爲し得へきも、夫自身當然に財政的問題、例へば國有鉄道會計益金の一般會計操入の如き問題を解決する能はざるべし。財政問題は本案とは別個に解決せらるべき問題たるべし。

第二案は、鉄道の競爭者たる自動車交通の統制を同一行政系統に收めて、

陸運を統一するに力めると共に、財政問題の解決にも一歩を進む。即ち之によりて、鉄道會計は道路費負担を強いられず、益金を一旦一般會計に繰入れ然る後一般會計の支出としての道路費を受入るゝか、或は独立會計内に於て道路勘定を設け之に益金繰入を行ふか、二者其の一を選ばざるを得ざるべし。孰れにするも一般會計は内務省直轄道路費を省約し得へく、又地方財政に於ても、道路費負担の必からざる部分を肩替りするを得て負担の減少に資し得べし。其の金額如何程に及ぶや正確に測知し得べからざるも昭和八年開催の土木會議に於て議決せられたる第二次道路改良計画案には未完成國道改修二十ケ年計画として七億七千六百万圓を計上せり、又地方の道路費負担は昭和元―六年平均（最近統計）に於て年一億三千六百万圓に及へり。之が金額を鉄道會計益金に負担せしむるは。困難なる事実、其何割かを負担せしむる事は可能にして且理論的なるべし。本案は鉄道益金の

一般會計操入問題の実質的解決に政略的なる長所を有す。唯愈々之が実行に當っては、特に地方制度及地方財政上に難問多し。

第三案は第二案を一層大規模に擴充せる案なり。鉄道省、内務省土木局逓信省電氣局、の合併を主容内容とすべく、尚逓信省管船局事務中港務水路に関する事務、農林省事務中治水関係耕地整理関係の事務、大蔵省營繕管財局事務の一部等を併すべし。（船舶交通及航空交通に関する事務は交通統制の観点よりせば新省に包括せしむるを可とすれども、此等は歩外事項多く又國防関係特に深きを以て別に考慮するを可とす）右により一面に於ては國内陸上交通の整備を期し得べきと共に兼て土木関係技術の統一を圖り、現在二省以上に跨る事務の簡約を庶幾し得べし。之を財政上より観る時は、第二案に於て述べたる鉄道會計と一般會計との疏通は一層の緊密性を加ふべし。即ち鉄道會計に所謂総係費（全事業に跨る人件費を主と

す）の大部分及地方鉄道其他陸上交通監督費、地方鉄道補助費等を鉄道現業會計より分離するによりて益金の一般會計繰入の端を開き得べく、なほ第二案に述べたる道路費負担の合理性を一層確実に爲し得べし。唯本案に於て困難なるは各省官僚の反對が強かるべきことと、省務尨大となりて他省との均衡を失し勢力偏傾の嫌いあることとなり、地方制度竝地方財政関係との調和は、適當の措弁を爲さば本案の方第二案より容易なるべし。

以上三案中第二案第三案は問題の根本的解決を期し得べきも、孰れも制度の大改革を要し、目前焦眉の急に応ずる能はざるべし。假令此の事成ると雖、其以前に於て鉄道益金の一般会計繰入の原則確立を講じ置くは必要なるべし。仍て現制の侭に於て何等かの解決策無きやを次項に於て論ぜん。

(二) 鐵道特別會計と一般會計との関係

鉄道會計に於ける三勘定（資本、收益、用品）の經理方法には論ずべき点少からざれ共、技術的に亙る事多ければ暫く之を後廻しとし、観察を

專ら益金繰入問題に集中す。

(ハ)建設費の省減

鉄道會計に於て先づ講ずべきは建設費の省約なり。昭和九年全國交通網調査會が建議したる所によれば、鉄道敷設法に定むる所の豫定線一六五線八〇六粁中一三九線五一二六粁は廃止するを可とすと云ふ。別に緊要なる線を追加するも七二線三三七五粁を建設せば略々我國鉄道交通の需用を満し得べく、之に要する費用は四億三千萬圓にして、現行豫定線建設費豫想額九億五千万圓を半減し得べし。右建設費は事業年度の割振りによりて當面の支出額に相違を来すべきも、現在企てられつゝある着工促進の線路にも、所謂党略線少からざるものあるべし。最近年々五千万圓(本年度八千万圓)に達する建設費は現に着工の分は年度繰延によりて縮減し豫定線の廃止により將来の負担は之を減じ、こゝに財源を見

出す事難きにあらさるべし、従来鉄道事務当局が益金繰入に反対するに際し利用したる武器は、繰入額だけを建設費に於て縮減するの方策にして、是政党の最も苦痛とする所、以て問題の解決を今日迄遷延せしめ来れり。今、世情一変せるに際し、彼の武器をとりて我が利器と爲す事最も然るべしとす。

建設費の縮減と一般會計との関係に就て採るへき策三あり。第一は云ふ迄も無く之による餘剰額だけ益金を一般会計に繰入るゝ方策なるが、第二に、萬一第一策が不可能とせば採るべき策として、鉄道會計負担の募債を禁し又は強度に減せしむる方法あり。其の募債減額に應して一般會計の公債政策に餘裕を増すべし。これは近年大蔵省が鉄道省に對し小規模に於て採り来れる方策あり。第三策は益金の増加額を以て鉄道公債の償却に充てしむるの案なり。經理上は收益勘定より益金を資本勘定に繰入れ、同勘定よ

り更に國際整理基金會計へ繰入るべし。一般會計と直接の關係は無きも第二案と同じく一般會計の公債政策に餘裕を生ぜしむべし。極めて姑息にして実行も必ずしも容易ならざるも、鉄道財政の安固を圖る策として当局に對し多少の魅力を有すべし。

(2) 收益の増加

次に鉄道收益の増加を圖り、其の増收を一般會計に繰入るゝ方策に就て所見を述べん。

まづ事業費の節減が問題となるべきも、こゝ云ふべくして容易に行ひ難く、行ひ得べきも外間に於て容易に具体的数字を窺ひ難し。従来之に関して屢々擧げられたるものは、鉄道従業者が給與佳良なりとの点なるが、こゝ主として鉄道當局者中高位の者を目標とし殊に其の退職時の手当の他省より高額なるを目しての事なり。一般従業員は必しも特に高級と云ふを得ず。

高位の者は少数にして之が給與を削るも実質的に幾何の節減にもならざるべし。たゞ如斯言議も當局に事業費節減の反省を促す策としては棄つべきにあらず。昭和十一年度豫算に就て見るに、鉄道省官吏四十二名外國旅費の給與は総額百二十餘万圓にして一名当二万九千圓に及ぶ。夫自身大して節約の對象となるものにあらざれ共、他省との振合ひに鑑み、事業費に他に尚節約の餘裕なきやを質問する據点とは爲す事を得べし。

収入増加による收益増は自然増収も豫期し得べきもなほ鉄道料金に手を觸れざるべからず

旅客料金に就て一般的値上の外に特殊的増収策三あり、定期券値上、遠距離低減率減率・劃一料金の廃止ー地方による差別賃率制定之なり。

定期券旅客は逐年増加し昭和九年度に於ては全旅客の五四%に及べども其の収入は旅客収入の八%に過ぎず。割引率は五〇%に及べり。而して其

の地方的分布を見るに、全國定期収入二千二百万圓中東京鉄道局管内一千三百万圓大阪鉄道局管内五百万圓にして、過半が東京大阪両市の交通に基くを知るべし。如斯大都市に低運賃を與ふるは、地方との権衡上も面白からず、且此の運賃政策が全國の人口分布政策上に及ぼす影響も考慮せざるべからざるものあり。他方に於て省線の過多なる定期割引率が私設鉄道或は市有電車の經営困難を来し、國税地方税収入の減少、地方負担の増加を来せることも考慮せざるべからず。旁〻定期運賃の引上は避くべきにあらず。況んや定期運賃引上が必ずしも旅客の負担とならず、都市郊外の投機的なる土地家屋所有者の負担に轉嫁すべき可能性多きに於てをや。

R10

旅客運賃の遠距離低減は明治三十二年以来行はれ我が鉄道經営の信條の如くなれるが、現在は其の反省期に入れり、近距離旅客が私設鉄道自動車等に奪はるゝに反し遠距離旅客は依然鉄道の独占にあるが故に、收益の上よ

R11.

り言へば、此の方面に於て増收を図り幾分にても近距離鉄道の失を補はざるべからず。

旦我國有鉄道網は今や略く完成に近づける結果、多くの線はループ状を為して、往復旅客が巧みに之を利用せば特に遠距離低減の恩恵に浴する状態にあり。仮是考量して、遠距離低減を減率するは必要なりとす。

劃一運賃の廃止は、現在に於ても東京に於ては電車區間特別割引の形式にて実施されあり。特に大都市偏重を示せり。之を逆にして例へば東北地方に運賃を軽くし東京附近東海道線等施設完備せる所に重くするは、理論十分立ち得べきなり。其他丹那清水関門等の特に工費を多く投ぜる隧道の通行には特殊の料金を定むること決して無意味にあらず、此の方面よりしても、過分の増收は望み得ざるにせよ、相當の收益は挙げ得べし。

貨物運賃に就ては輸送実費の計算備はらざるが故に確実なる立言を為し

難けれども、遠距離低減を減率するは不得策にありざるべし。之により一方に多少遠距離輸送貨物の減少はあらんも他方輸送費の減少も見込み得べく、実質的に従業員勤務軽減の効得もあらん。

(3) 結　論

以上算出上の根本には、鉄道と競争者たる諸交通機関の競争運賃に対する統制を必要とす。爰に於てか問題は再び轉じて　本報告書最初に述べたる陸上交通機関統制の基本組織問題に関するを也。

然れども目前の策として、益金一般会計繰入の為収入増加を策せば普通旅客運賃を三%増して約六百万円、定期旅客運賃を二〇%増して(之を以てしても尚普通運賃の四〇%引なり)約四百万円、寝台急行料金等の一〇%引上により約八十万円、貨物運賃の一%引上により二百万円、合計一千二百八十万円の増収は左程の困難にはありざるべし。之に建設費の繰延八百万円(昭

R 13

和十一年度建設費の一〇%）を加へて約二千万円の一般会計繰入は、鉄道会計にとり決して巨大なる負担とは信じ得ざるなり。

地方財政ニ關スル調査　（假報告）

地方行政組織改革ノ考察ハ、國家行政機構ノ細胞組織改善ノ問題トシテ重視セサルヘカラス。地方財政制度改革ノ考察ハ、現下國民ノ負擔カ國稅ニ於ケルヨリモ地方稅ニ於テ特ニ苦痛ト感セラルルコト多キニ鑑ミ、殊ニ緊要ナリトス。問題ノ根本的解決ハ中央行政組織ノ改革ト相應シテ地方行政制度ノ全般的改革ヲ行フノ外アルヘカラサルモ、其ノ實施遽急ニ爲シ難キニ省ミ、姑ク現行府縣市町村制度ヲ維持スルトシテ爲シ得ヘキ方法ヲモ、併セ考察スルヲ要ス。先ツ後者ニ就キ概說スヘシ。

第一　現行地方制度ヲ大體維持シツツ行フヘキ改革

(A)行政上ノ改革

現在ノ地方制度ヲ大體其ノ儘ニ維持ストスルモ、最小限度ニ於テモ改善ヲ要スヘキモノ、行政方面ニ於テ左ノ如シ。

(一)中央ニ於ケル許可認可事項ノ整理

從來ノ我國行政ハ過度ニ中央集權セラレ、萬般ノ事項一ニ中央ノ指金ニ仰イテ然ル後決スルノ態ヲ養ヒ來レリ。コレ一見全國的統制ヲ容易ナラシムル制ノ如キ觀ヲ呈スルモ、實ハ中央當局ヲシテ紛々タル地方事務ニ沒頭セシメ、國務ノ大綱ヲ統ヘ國運ノ發展ヲ指導スルノ餘裕ヲ失ハシムルニ於テ大害アリ。一方地方當局トシテハ地方開發ノ爲創意ヲ働カスノ餘地少ク、善然中央ノ指金ヲ待ツ間ニ擧措ヲ失スルコト多ク、機ヲ逸セサラントセハ、少カラサル失費ヲ忍ンテ吏員等ヲ上京セシメ中央當局ニ哀訴督促セサルヘカラス、其ノ間國務地方事務ノ進捗ノ阻害セラルル所莫大ナルモノアリ。

從來此ノ點論セラルルコトモ少カラスシテ、漸次整理ノ緒ニ就キタリト雖モ、今尙整理ノ餘地少カラス。殊ニ許可認可ノ二省以上ニ繫カル事項ハ、ソノ事務煩雜ニシテ進捗遲ク、害多キニモ不拘各省間ノ權限爭ヒニ累セラレテ整理ノ行ハルルコト今尙

少シ。須ク之ヲ徹底的ニ整理スヘシ。細目ノコトハ到底挙クルニ堪ヘサルモ、例ヘハ地方債ノ起債認可ノ如キ、現在ニ於テハ地方當局ハ一記債ニ就キ少クモ六回中央ニ人ヲ派シテ督促セサルヘカラス。地方吏員ニシテ一年ノ三分ノ一ヲ在京スルカ如キ者稀ナリトセス。如斯ハ一年間ノ地方債起債額ヲ内務大藏兩當局ノ折衝ニヨリ年度當初ニ豫メ一定シ置キ、其ノ範圍内ノ認可ハ内務大臣ニ專決セシムルニ依リテ何等故障ナク解決シ得ヘキナリ。地方事務ニ關スル許可認可ニ就テハ各官廳間ニ限度ヲ定メテ決裁ノ包括的委任ヲ爲スコトハ、現下特ニ其ノ必要ナルヲ認ム。專ノ本省ト地方長官トニ繫カルモノモ、亦同樣ノ原則ニヨリ整理スルヲ要ス。

(二)地方團體行財政監査組織ノ擴充

上述ノ如ク許可認可事項ヲ整理スルハ、要スルニ地方團體ヲシテ、自家ノ創意ニ基キ活潑ナル活動ヲ爲サシメテ地方經濟ノ振

起ヲ圖ランコトヲ所期スルモノナリ。然レトモ斯ク地方團體ニ手足ヲ伸ヒシメハ、事業ノ起興ニ、經營ニ事務ノ處理ニ不秩序放縱ニ亘ルノ弊亦無キコトヲ期シ難シ。之ヲ防カントスルモノ即チ、地方團體行財政ノ監査制度ナリ。從來許可認可事項ヲ中央ニ集中シ來レルハ、一面之ニヨリテ地方行政ノ監督ノ實ヲ擧ケン趣旨アリシコト疑フヘカラス。唯監督ヲ最モ安價ニ簡便ニ行ハントシテ、最モ非能率的ナル結果ヲ來シ、徒ラニ中央政府ノ費ヲ省イテ地方行財政ノ費ヲ增シ、總國費ニ於テ失フ所多キヲ致セリ。地方行政ノ監督監査ニハ斯ル姑息ナル手段ヲ棄テテ、夫レ自身ヲ目的トシ强大ナル權限ト練達セル能力ヲ有スル組織ヲ必要トス。之カ必要ハ、恰モ軍隊ニ特命檢閲以下各種檢閲制度ノ存スル必要ト異ル所無シ。最近內務省地方局內ニ監査課設ケラレ、漸ク此ノ方面ヘノ顧慮拂ハルルニ至レルモ、規模尙未タ小ニ過クル憾ミアリ。制度尙全カラサル憾ミアリ。將來大イ

ニ之カ擴充ヲ要ス。然レトモ如何ニ之ヲ擴充スルモ、內務本省カ直接監査シ得ルハ道府縣ト大都市トノ範圍ヲ出テサルヘキヲ原則トスヘシ。爾餘ノ市町村ノ行財政ノ監査ニ至リテハ、制度上又實際上地方長官ノ權限ニ屬セシメサルヘカラス。現ニ其ノ制ナキニ非サルモ、之カ實施ヲ見スシテ、地方自治ノ放縱ニ流レ地方事務ノ荒廢ヲ致セルハ、地方廳ノ事務輻輳ト人員不足トニヨリ、地方長官カ管內町村ノ實狀ニ疎キヲ致シ、偶々認識正シトスルモ充分ナル指導力ノ發揮センニハ自家ノ手足ヲ缺クヲ嘆セサルヘカラサルニ由ル所多シ。縣ト町村トノ間ニ中間機關ヲ必要トスル聲、爰ニ於テカ喧シ。然ルニモ不拘此ノ中間機關ノ實現ヲ見サル所以ノモノハ、一ハ町村ニ於ケル政黨勢力カ、其ノ地盤ヲ官權ニヨリテ査察サルルヲ忌ミテ反抗スルニ由リ、一ハ郡役所廢止ニ關係セル官僚カ今尙內務當局ノ要部ヲ占メ、所謂一家ノ面目ニ執スルニ由ル。地方團體ヲ國家ノ細胞ト見、

苟クモ之カ属敗、機能失墜ヲ防カントセハ、斯ル層々ノ我執ハ極力排セサルヘカラス。郡役所ニ類スル中間機關ノ再興ニハ尚考究ノ餘地アランモ、府縣廳ニ強力ナル市町村行財政ノ監査ノ中心機關ヲ設クルノ必要アルハ疑ヒヲ容レサルナリ。

(三)町村ノ合併ト部落ノ尊重

町村自治殊ニ農村自治ノ改革ニ關シテハ多クヲ後述ニ讓リテ、爰ニ述ヘサレトモ、假ニ現制ヲ維持ストスルモ必要ナルハ、過小村ノ合併ト部落ノ尊重トナリ。我國町村一萬有餘、中人口二千七百ニ達セサルモノ約四千六百ニ及フ。此等町村ノ財政收支平均額ヲ推算スルニ、約一萬五千圓ニシテ、之ヨリ約七千圓ノ小學校教育費、二千圓ノ役場費ヲ差引カハ、其他諸施設ノ爲ニ殘ル所幾千モアラス。宜シク小村ノ合併ヲ行ヒ、重複スル施設ノ廢合ヲ進メテ行政費ヲ節約スル所無カルヘカラス。一方斯ク町村區域ヲ擴大スルト共ニ、町村內部ニ於ケル部落ノ自治的機

能ハ、努メテ之ヲ助長シ、以テ國務及自治行政ノ徹底ト、隣保相扶ノ觀念ノ維持ヲ圖ラサルヘカラス。部落ト町村トノ連絡ヲ如何スヘキヤハ、全國劃一的ノ法制化ヲ急クノ要無カルヘシ、唯町村ノ自治機構中ニ、各部落ノ代表者、産業關係代表者竝文化關係代表者ノ介入ヲ必然タラシムヘク、法制改善ノ進路ヲ定ムルヲ要ス。

(四)中小都市ノ保護助成

我國ノ人口ハ過度ニ東京大阪ニ集中シ、經濟上竝治安維持上危惧ヲ感セシムル事多シ。工業ノ分散等頻リニ唱ヘラルルモ、漠然ト農村ヘノ分散ヲ策スルハ、結局東京大阪ノ巨大資本ノ好餌ニナリ終ルノ危險少シトセス。若干ノ基幹的工業ヲ地方都市ニ發達セシメテ、爰ニ地方ノ增加人口ヲ吸收スルト共ニ、國防上ノ安固ヲ圖ルヲ可ト信ス。之カ方策ハ主トシテ經濟政策ニ據リ行政制度ノ働ク範圍ハ少キモ、上述セル行政上ニ於ケル中央集

權ノ匡正ノ如キモ、歸屬ヲ同シクスル所ナリ。更ニ予ハ國稅賣買稅ノ創設ニ就キ若干ノ期待ヲ懸ク。此ノ稅ヲ大都市ニ重ク、地方中小都市ニ輕クスルニヨリ、商工業ノ分布上又人口政策上或程度ノ效果ヲ期シ得ヘキニアラサル乎。此ノ點暫ク暗示的記述ニ止ム。

(五)公營企業ノ合理化

最後ニ主トシテ大都市ニ於ケル市營企業ノ合理化ニ關シテ一言セサルヘカラス。都市カ電車、バス等ノ交通企業、電氣、瓦斯水等ノ供給企業、市場、土地、住宅、埠頭等ノ供用企業ニ關與スル範圍ハ、近時急速ニ擴大シ來レリ。其內社會政策的意義ノ特ニ深キモノハ別トシテ、一般企業ノ原則ニ基キ、資本ノ償却ヲ行フト共ニ、若干ノ收益ヲ擧クルヲ可トスヘキモノ少カラス。斯ル原則ニ基ク經營ヲ爲サンニハ、現在ノ市營事業ノ形態ハ著シク非能率的ニシテ、單ニ都市民ノ生活ニ不利ナルノミナラス

地方的利害ヲ超エテ往々累ヲ國家ニ及ホスモノアリ、其ノ間ニ不正ノ潜ムコト亦少シトセス。サレハトテ之ヲ悉ク民營ニ移サハ、營利的ニ能率ノ向上ハ之アランモ、公益ヨリスル統制上ニ難點少カラサルヘシ。公有ニヨル統制ノ容易ヲ保持シツツ民營ノ經營能率ヲ擧クルノ途如何。之ニ對スル答解ハ、現在ノ市營事業カ累セラルルコト多キ政治的束縛ヲ出來得ル限リ脫却スルノ途ヲ講スルニヨリテ求メラル。財團法人東京市政調査會カ屢ニ提唱セル「公私協同會社」「企業營團」ノ制ハ此ノ解決ヘノ捷徑ナリ。「公私協同會社」ハ、恰モ、南滿鐵道會社カ國家ニ對スル地位ノ如ク、市町村公共團體カ株式ノ若干ヲ所有シ、他ニ民間資本ヲ糾合シテ事業ヲ營ミ、爰ニ市町村等地方團體ノ統制下ニ公益性ヲ保持シツツ營利的活動ヲ行フ。「企業營團」ハ市町村等地方團體ノ出資ニヨリ、獨立ノ財團法人トナリ、地方團體ヨリ獨立シテ一個ノ企業經營ノ主體タルモノトス。現在ノ

市町村カ斯ル事業ヲ營ム際事業特別會計ヲ獨立セシムル趣旨ヲ一層徹底シ、企業カ地方制度上ノ束縛、殊ニ地方議會ノ事毎ノ干渉ヲ排シテ、獨立的ニ能率アル經營ヲ行ハントスルモノニシテ、其ノ理事者中ニ市町村ノ代表者ヲ容ルルニ依リテ公益性ヲ保持ス。英國ニ ad hoc authority ノ制アリ、之ニ近シ。我國ノ放送局ノ制、些カ法制上ノ體制ヲ異ニスルモ、趣ハ稍似タルモノアリ。此等ノ制度ニヨリテ、現在ノ地方制度上ニ於ケル難問ノ一タル地方民ノ共同消費ト財政トノ關係ニ曙光ヲ與フルヲ得ヘシ。

以上ノ如ク大體ニ於テ現行地方制度ノ根本ニ手ヲ觸レスシテ、地方財政ニ改革ヲ行フ方法ニ論及セントス。財政ニ關シテモ問題多シト雖モ、爰ニハ最モ主要ナル稅制整理ニ論ヲ集中スヘシ。

(B) 稅制整理

地方稅制整理ニ際シテ立テ得ル案ハ、地方ニ獨立稅源ヲ與フルカ

專ラ國稅附加稅ニ依ラシムルカ、或ハ兩稅種併存ノ現行制度ニ多少ノ變改ヲ試ムルカ、三種ノ以外ニ出ツルヲ得ス。其內第二ノ徹底的附加稅主義ハ到底問題ニナラサルカ故ニ、第一第三ノ方法ニ就テ論セン。

(一)地方ニ獨立稅源附與ノ場合

地方ニ獨立稅ヲ附與スルハ恐ラク現下最モ成立シ難キ案ナランモ、地方經濟ノ振起ト國民生活ノ安定ノ爲ニハ、最モ賢明ノ策ナルヘシ。此ノ方向ニ進マントシテ立テラレタル案ニ昭和四年田中內閣當時不成立ニ終レル地租營業收益稅ノ地方委讓、特別所得稅ノ創設ヲ骨子トセル案アリ。此ノ案ニ地方財政調整交付金ヲ組ミ合セテ立案セハ現今尙或程度時勢ノ要求ニ應シ得ル案ヲ得ヘシ。併シ、今爰ニ更ニ一歩ヲ進メテ、左ノ案ヲ揭示センコトヲ欲ス。

地方稅制整理要項

一、地租ヲ市町村ニ、營業收益稅ヲ外形標準ニヨル營業稅ニ改メテ府縣ニ委讓ス

二、府縣稅特別地稅ハ地租中ニ包攝セシメ市町村ニ委讓ス

三、鑛業稅ハ營業稅ニ包攝セシメ府縣ニ委讓ス

四、府縣稅家屋稅ハ市町村ニ委讓ス

五、戶數割及地方稅タル所得稅附加稅ヲ廢止シ、其ノ稅額ノ大部分ヲ國稅タル所得稅中ニ包攝セシム

六、雜種稅ヲ整理輕減ス

七、市町村ニ府縣稅營業稅附加稅ヲ與ヘ、府縣ニ市町村稅地租家屋稅ニ對スル分賦ヲナサシム

八、雜種稅ハ原則トシテ府縣ニ許容シ、例外トシテ市町村ニ附加稅或ハ稅種ノ委讓ヲ認ム

九、相當規模ニ於テ國庫ヨリ地方財政調整交付金ヲ支出ス

右大綱ニヨリ、昭和九年度ノ國及地方ノ直接稅收入ニ基キ、多少細部ニ亘ル概算ヲ試ミン。先ツ直接稅ノ綜合的統計ヲ見ルニ次ノ如シ。

稅目	國	府縣	市町村	合計
地租及附加稅	五七、九一七	六八、七二七	四三、三八九	一七〇、〇三三
特別地稅及附加稅	—	九、二〇二	五、一七二	一四、三七四
營業收益稅及附加稅	四九、二八〇	一八、五六四	二五、八二一	九三、六六五
營業稅及附加稅	—	七、一五四	七、二二二	一四、三七六
家屋稅及附加稅	—	三九、一四七	六一、八一九	一〇〇、九六六
資本利子稅	一四、八八四	—	—	一四、八八四
所得稅及附加稅	一九八、五六八	二九、五〇四	一一、一二五	二三九、一九七
戶數割	—	—	一三〇、一二六	一三〇、一二六
雜種稅及附加稅	—	五一、九九九	五一、二三〇	一〇三、二二九

鑛業稅及附加稅	四六六四	二八六	一四二三	六三七三		
取引所營業稅及附加稅	二三七九	二三一	二七一	二八八一		
相續稅	二八二三二	—	—	二八二三二		
其他	—	(三二八七三九六二)	一六〇八三	一六〇八三		
合計	三五五九二四	(三二八七三九六二)二二四八一四	三五三六八一	九三四四一九		

右ノ內市町村稅タルヘキモノ

1 地租　一三〇二五二千圓　（田畑、山林地租三割九九〇〇千圓減）

內譯　國稅委讓　五〇六〇〇〇　（宅地一割二五〇〇千圓增）

府縣稅委讓　二五九七六　（地租附加稅特別地稅會計額ノ三分ノ一）

從來ノ市町村稅　五三六七六　（從來ノ地租附加稅特別地稅附加稅段別割）

2 營業稅附加稅　三六二三〇

内譯　從來ノ市町村稅　三三、〇四三千圓（從來ノ營業收益稅附加稅及營業稅附加稅額）

鑛業營業稅　三、一八七〃（從來ノ國稅鑛業稅地方委讓ニ市町村附加稅ヲ加ヘタル半額）

3 家屋稅　八一、三九三〃

内譯　府縣稅委讓　一九、五七四〃（家屋稅額ノ半額、半額ハ府縣稅分賦額トシテ府縣ニ保留）

從來ノ市町村稅　六一、八一九〃（從來ノ家屋稅附加稅）

4 雜種稅及其他　三四、四〇〇〃

以上合計　二八二、二七五〃

次ニ府縣稅トナルヘキモノ

1 地租ニ對スル分賦　五一、九五三千圓（從來ノ地租附加稅及特別地租合計額ノ三分ノ二）

2 營業稅　七八、一八四〃

雜種稅附加稅約半額　二五、〇〇〇（家屋割　四、〇二四）

其他（大都市雜種稅）　五、四三三

（從來稅額ニ比シ不足　七一、四〇六千圓）

内譯　國稅營業收益稅委讓　四九、二八〇千圓

從來ノ府縣稅　二五、七一八、（從來ノ營業收益稅附加稅及府縣稅營業稅）

鑛業營業稅　三、一八六、

3 家屋稅ニ對スル分賦　一九、五七四、（從來ノ國稅鑛業稅地方委讓ニ府縣ノ附加稅ヲ加ヘタル半額）

4 雜種稅　四九、一七九、（從來ノ家屋稅ノ半額、半額ハ市町村ニ委讓）

以上合計　一九八、八九〇、（從來ノ雜種稅中船車、電柱、犬狩獵、不動產、漁業、演劇興業、遊興觀覽、旋風器、金屬等ノ稅ヲ存ス）

（從來ノ府縣稅額ニ比シ不足二一、九二四千圓）

城後ニ國稅タルヘキモノ

1 所得稅　三三九、一九七千圓

內譯　從來ノ國稅　一九八、五六八、

府縣附加稅委讓　二九五〇四千圓
市町村附加稅委讓　一一、一二五、
戶數割財源委讓　一〇〇、〇〇〇、
2資本利子稅　一四、八八四、
3取引所營業稅　二、八八一、
4相續稅　二八、二三二、
以上合計　三八五、一九四、（從來ノ國稅收納額ニ比シ過剩二九二七〇千圓）

卽チ本案ノ骨子ハ㈠人稅ヲ國稅ニ集中シテ所得ニ對スル綜合課稅ヲ完全ニシ、㈡物稅ヲ以テ地方稅ヲ組織シ、府縣市町村ニ夫々確固タル獨立財源ヲ與ヘ、㈢細民課稅タル雜種稅ヲ約二割五分減シ、㈣農村疲弊ノ因ヲナセル戶數割ヲ解消スルノ數點ニアリ。

右ノ案ヲ實行スルノ結果ハ、之ヲ團體別ニ見レハ、市町村ニ於テハ、七一、四〇六千圓ノ稅收不足ヲ來シ、府縣ニ於テハ二、九二四千圓ノ稅

収不足ヲ來シ、國ニ於テハ二九二七〇千圓ノ收入增加ヲ生シ、全體トシテ六四〇六〇千圓ノ純不足額ヲ現ハス。此ノ額ハ、戶數割財源ノ國ヘノ移轉ニ伴フ所得稅制度ノ改革ト共ニ國稅ノ增徵ニ依テ補塡シ、上記國稅收入增ト併セテ府縣市町村財源缺陷補塡ノ補給金トシテ地方ヘ交付スルヲ要ス。但地方團體中市ニ對シテハ、交付金ニ依ルコトナク、當分ノ內特例トシテ所得稅附加稅ヲ認メテ國稅財源ヲ分與スル方便宜ナルコトアリ得ヘシ。

又以上ノ改革ヲ國民ノ負擔關係ニ就テ考察スルニ、農地地租ノ三割九百九十萬圓減、戸數割ノ廢止ニヨル約三千萬圓ノ負擔減ノ大部分ハ農村ニ於テ行ハルヘク、雜種稅附加稅減稅約二千五百萬圓減ハ都市及農村ニ於ケル小所得階級ノ負擔減トナルヘシ。唯國稅ニ於ケル改革ハ上記ノ負擔減ヲ阻ム數字ヲ現スヘキモ、併シ實質上ハ其ノ負擔關係ニ多クノ變化ヲ生シ、都市（殊ニ大都市）ニ於ケル有產者ニ課セラルル所多キニ至ルヘシ。

稅務行政ノ上ヨリ見レハ、此ノ計畫ノ實施ハ事甚タ容易ニアラス、又當初行政費ニ多少ノ增加ヲ來ス惧レモ之アリ。併シ稅源タル全國民ノ所得狀態ヲ明ニシテ、國稅制度ニ彈力ヲ與ヘ、地方ニ自家稅源涵養ノ途ヲ講セシムルニハ、本案ハ適當ナリト信ス。脫稅ノ防止急激ニ發達スル地方ノ經費增ニ應スル途等モ講セラレテ、稅收ノ增加モ期待シ得ヘシ。

(二)現狀ニ對スル小修正

上記第一案ハ國稅地方稅間ニ相當大規模ナル組替移動ヲ必要トス。而シテ眞ニ負擔ノ公平ヲ期セハ此ノ移動ハ行フヲ要ス。乍併其ノ煩雜ヲ避ケテ次善ノ改正ヲ施幾セハ、其間自ラ途ナキニアラス。考ヘラルル所二アリ。

(イ)家屋稅ノ國稅移管ヲ中心トスルモノ

家屋稅稅源約一億一百萬圓ヲ國家ノ掌中ニ納メ、賃貸價格ノ調査稅率等ニ全國的統一ヲ圖リ、尙多少ノ減稅ヲ行ヒ、其ノ收納額中ヨリ府縣市町村ヘノ交付金ヲ再分配ス。同時ニ戶數割ノ輕減、雜種稅ノ整理ハ必要不可缺ナルヲ以テ、此ノ方面ノ地方稅收減ヲモ補塡スル爲、國稅制度ニ改正ヲ加ヘテ增收ヲ圖リ、其ノ上アンドヨリ地方交付金ヲ支出ス。大略ノ收支計算左ノ如シ。

國稅ニ關シテ、

家屋稅移管ニヨル收入　九〇、八〇〇千圓（從來ノ地方稅家屋稅一割減）
國稅增徵　六二、五六六，
地租減收　七四〇〇，（農地地租　三割減
宅地地租　一割增）
差引增收　一五五、九六六，
地方稅ニ關シテ、
家屋稅移管ニヨル財源缺　一〇〇、九六六千圓（缺損財源補塡トシテ地方ヘ交付）
戶數割減稅　二〇〇〇，
雜種稅減稅　二五〇〇，
減收合計　一五五、九六六，（國ノ交付金ニヨル補塡）

右案ハ家屋稅移管全額ヲ國ノ收入トナセルモ、府縣カ稅源ヲ全然ノ喪失スルハ、府縣ノ堪エ得サル所ナルヘキヲ以テ、實際ニ於テハ、課稅權ヲ國ニ移シ、稅源ノ一部ハ附加稅トシテ府縣ニ殘スト云フ方法ヲ取ラサルヲ得サルヘシ。依テ此ノ改

正ニヨリ得ル所ハ、現在全國的ニ負擔ノ均衡ヲ失シ、殊ニ農家負擔ノ過重ヲ非難セラレツツアル家屋稅ノ賦課ノ技術的改善ヲ最主要ノモノト爲スヘシ。而シテ元來カ根本的改革ニアラサルカ故ニ、現制度ニ附隨セル弊害、例ヘハ戸數割負擔ノ不公正、都市ノ脫稅的傾向ハ充分ニ匡正シ難ク、且一時減稅ヲ行フモ間モナク復元累加ヲ來スノ危險ヲ感セサルヲ得ス。寧ロソレ位ナラハ、同シキ弊害ト危險ヲ包藏シアルモ、改正手續カ一層簡便ナル所ノ第二ノ手段

(ロ)地方財政調整交付金制度

ニ依ルヲ可トセン。本案ハ現地方稅制機構ニ殆ト手ヲ觸レス國稅ノ增徵ニヨル財源ヨリ地方ヘ交付金ヲ與ヘ、依テ地方ヲシテ減稅ヲ行ハシメントスルモノナリ。既ニ其ノ一部ハ昭和十一年度ヨリ實施セラルルニ至リタルヲ以テ、問題トシテ殘ルハ本制度ノ擴張ナリ。擴張ト同時ニ、國稅增徵ノ方法、地
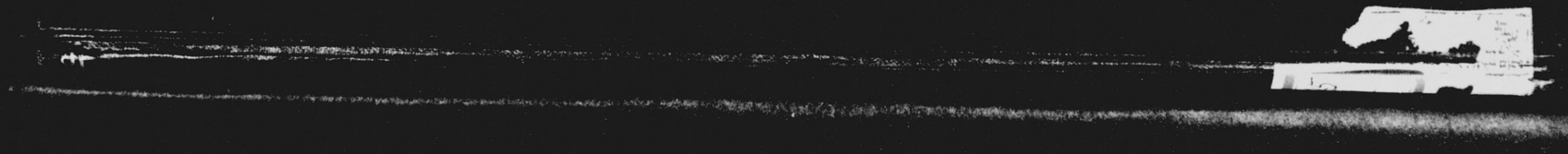
方税減税ノ種目、交付標準ノ選定等ニ考慮ヲ要スル次第ナルカ、改革案トシテハ事餘リニ微細部ニ亘ルヲ以テ暫ク敍述ヲ省略ス。